（貯蔵）

第二条の十一の十一　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

［一・二　略］

三　貯蔵施設には、核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講ずること。

四　核燃料物質を貯蔵する場合において、核燃料物質の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱（次条において「崩壊熱等」という。）により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

［五～八　略］

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第二条の十一の十二　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～四　略］

五　第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

［六・七　略］

八　第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

［九・十　略］

十一　第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ　［略］

ロ　当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。

［八・ニ　略］

［十二～十五　略］

（防護措置）

第二条の十一の十三　［略］

（保安規定）

第二条の十二　法第五十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　［略］

四　使用施設等の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［略］

（貯蔵）

第二条の十一の八　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第八号の規定は、適用しない。

［一・二　同上］

三　貯蔵施設には、核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を採ること。

四　核燃料物質を貯蔵する場合において、核燃料物質の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

［五～八　同上］

（工場又は事業所内の廃棄）

第二条の十一の九　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

［一～四　同上］

五　第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

［六・七　同上］

八　第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

［九・十　同上］

十一　［同上］

イ　［同上］

ロ　当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を採ること。

［八・ニ　同上］

［十二～十五　同上］

（防護措置）

第二条の十一の十　［同上］

（保安規定）

第二条の十二　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

一　［同上］

二　使用施設等の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［同上］